



平成 21 年 2 月 16 日

各位

会社名 東洋紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証、大証、各一部)
問合せ先 財務経理部長 榎原 誠慈
(TEL 06-6348-3091)

**第三者割当によるユーロ円建永久劣後社債の発行および
当社海外特別目的子会社によるユーロ円建永久優先出資証券発行に関するお知らせ
(「ハイブリッドファイナンス」による資金調達に関するお知らせ)**

当社は平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、当社が英国領ケイマン諸島所在の当社 100%出資の特別目的子会社 TC Preferred Capital Limited(以下、「TCPC 社」という)に対して第三者割当の方法により変動利率型ユーロ円建永久劣後社債および当初固定利率型ユーロ円建永久劣後社債(以下、総称して「本社債」という)合計 220 億円を発行し、TCPC 社が、本社債のそれぞれの型の発行額に相当する発行額で、変動配当型ユーロ円建永久優先出資証券および当初固定配当型ユーロ円建永久優先出資証券(以下、総称して「本優先出資証券」という)を発行する方法により資金調達を行うこと(以下、「本ハイブリッドファイナンス」という)を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本ハイブリッドファイナンスの意義

(1)目的および背景

昨今の当社グループを取り巻く事業環境は、世界的な金融危機が実体経済にも影響を及ぼし、年度後半より米国をはじめ世界経済が急激に減速しました。日本経済においても、輸出の伸びの鈍化、企業収益の悪化に伴う設備投資の減少、個人消費の停滞など、景気後退が明らかになりました。

このような状況の中、当社グループは「成長力の再構築(足元を固めて、成長への布石を打つ)」を掲げ、引き続き事業ポートフォリオ改革を進めてまいります。具体的には、事業環境の急速な悪化を受け、収益力の確保のためにトータルコストの削減に取り組むとともに、キャッシュフロー重視の徹底、不採算事業の撤収による資産効率の向上によって財務体質の改善に努めます。一方で、中期的には次のスペシャルティ事業となる新事業の立上げの加速、開発の強化を図ってまいります。

当社グループは、今回の資金調達を上記の経営方針に基づく重要な方策のひとつとして

位置づけ、まずは、本調達により、昨今の金融市場の混乱の中で、手元流動性、資金調達余力を確保しつつ、一部有利子負債の返済を行います。さらに、本調達による資金は、格付機関から資本性が認められているため、本年度を仕上げの年としている構造改革に伴って減少した純資産額を回復させる実質的な資本増強につながります。また、調達した資金の一部は、成長の布石として、既存事業の有力開発テーマを加速するとともに、バイオ、分離膜、次世代電子材料、新エネルギー向け材料などの研究開発、早期事業化のための資金に充当する予定です。

(2)効果

TCPC 社が発行する本優先出資証券は、当社の連結貸借対照表上においては少数株主持分として計上され、財務安定性の向上に資するものであります。本優先出資証券は資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券であり、負債性調達手段の特性を有すると同時に、主要格付機関(株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所)から 70%以上の資本性が認められました。

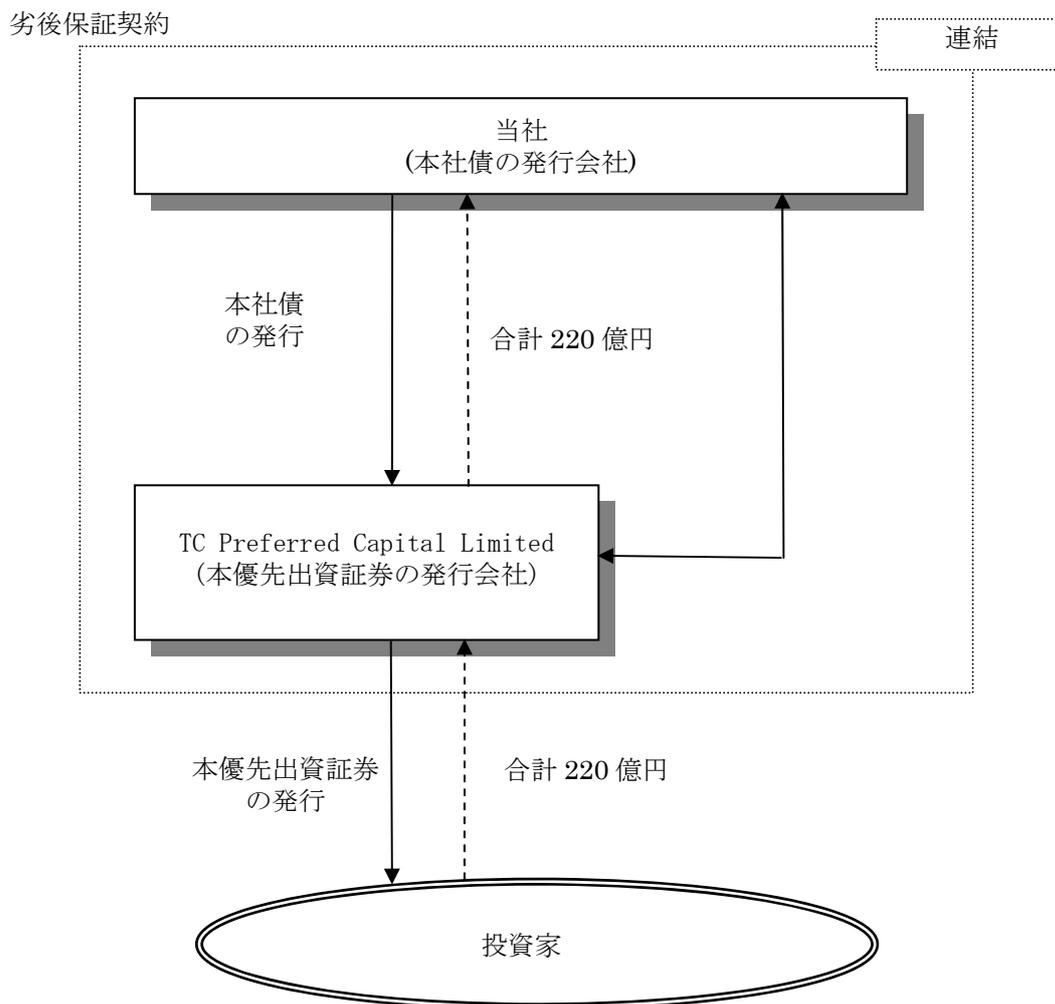
時価発行増資では、発行済み普通株式数の増加および一株当たり利益の減少等の普通株式の価値の希薄化を招きますが、本優先出資証券には当社普通株式への転換権が付されていないため、当社普通株式の希薄化は一切発生いたしません。

今回の本ハイブリッドファイナンスにおいては、銀行、信託銀行、生命保険会社等幅広い投資家が参画しており、当社事業計画と将来的な成長力を高く評価いただいたものと考えております。なお、本ハイブリッドファイナンスに参画する投資家は以下のとおりです。

- ・ (株)みずほコーポレート銀行
 - ・ 三菱UFJリース(株)
 - ・ 三井住友フィナンシャルグループ
 - ・ 住友信託銀行(株)
 - ・ センチュリー・リーシング・システム(株)
 - ・ 大同生命保険(株)
- (他 2 社、順不同)

2. 本ハイブリッドファイナンスの概要

(1) 資金調達スキーム概要



当社は海外特別目的子会社 TCPC 社に対して当社債 220 億円を発行し、TCPC 社は国内の投資家に対して本優先出資証券 220 億円を発行します。また、当社は本優先出資証券に係る配当、残余財産の分配等の支払いを保証する旨の契約(劣後保証契約)を TCPC 社と締結します。

(2) 当社債および本優先出資証券の概要 (本ハイブリッドファイナンスにおいては、実質的に当社債の内容が本優先出資証券の内容に反映されているため、特に断りのない限り、以下に記載する概要は当社債および本優先出資証券に共通のものとなります。)

発行額 (変動利率型および当初固定利率型の発行額の合計または変動配当型および当初固定配当型の発行額の合計)	当社債および本優先出資証券それぞれ金 220 億円
払込期日	平成 21 年 2 月 24 日

資金使途	有利子負債の削減、研究開発費等への充当を予定
当社に対して倒産手続等 が開始した場合における 劣後形態	当社の全負債(本社債と同順位の当社の負債等を除く)に劣後し、当社の普通株式より優先
利率・配当率	<p>(i)変動利率・配当型</p> <p>平成26年7月20日またはその直近の日に到来する利息・配当支払日(当日を除く)まで：日本円 Libor 6ヶ月もの(初回は日本円 Libor 5ヶ月もの)+ 3.5%</p> <p>平成26年7月20日またはその直近の日に到来する利息・配当支払日(当日を含む)から：日本円 Libor 6ヶ月もの+ 4.5%</p> <p>(ii)当初固定利率・配当型</p> <p>平成26年7月20日(当日を除く)まで：4.42775%</p> <p>平成26年7月20日(当日を含む)から：日本円 Libor 6ヶ月もの+ 4.5%</p>
償還期限	<p>償還期限なし。ただし、</p> <p>(i)平成26年7月20日またはその直近の日に到来する配当支払日(当日含む)以降、本優先出資証券の任意の償還が可能となる(本優先出資証券が償還される場合対応する型の本社債も償還される)他、</p> <p>(ii)税制事由による場合、</p> <p>(iii)特別事由による場合にはそれぞれ繰上げ償還が可能となる。</p> <p>特別事由とは、会計事由、格付事由または特別税制事由をいう。</p>
利息・配当の強制停止	<p>(a)当社の年次連結財務諸表上の数値を用いて計算される EBITDA マージン(営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対する割合)が直近2事業年度にわたり6パーセント未満の場合、または(b)当社の直近の年次連結財務諸表または半期連結財務諸表上の数値を用いて計算される資本合計(純資産と純負債の合計額)に対する純負債(有利子負債から現金および現金同等物を控除した額)の割合が70%を超えた場合には、利息・配当の全額の支払いが停止される。</p> <p>上記のほか、分配可能額が必要額に満たない場合その他一定の場合にも利息・配当の全額またはその一部の支払いが停止される。</p>
利息・配当の任意停止	強制停止事由および強制支払事由のいずれも発生していない場合に、当社の裁量により利息・配当を停止できる。
利息・配当の強制支払い	以下の場合に、強制支払事由に該当する。

	<p>(i) 当社普通株式等への配当金を支払う旨の決議をした場合 または支払いを行った場合、または</p> <p>(ii) 当社普通株式等の買入れまたは償還をする場合(ただし、 一定の場合を除く)。</p>
累積	<p>強制停止・任意停止された利息・配当はいずれも累積し、当該 停止金額に対し追加利息・配当を支払う義務が生じる。ただし、</p> <p>(i) 強制停止金額が、当該強制停止日後 20 回目の利息・配当 支払日まで(当日を含む)に支払われない場合、かかる強制 停止金額およびこれに係る追加利息・配当に係る支払義務 は消滅し、強制未払残高から除外される。</p> <p>(ii) (a) 任意停止金額が任意停止日後 10 回目の利息・配当支払 日まで(当日を含む)に支払われない場合、(b) 任意停止金 額が弁済されない間に強制停止事由が発生する場合、(c) いずれかの強制利息・配当支払日に、任意未払残高の総額 が、当該日における分配可能額から当該強制支払事由に関 して支払われる金額を控除して得られる金額を超える場 合、当該任意停止金額およびこれにかかる追加利息・配当 は、強制未払残高として取扱われる。</p>
代替利息・配当弁済方式	<p>強制未払残高の支払いは代替利息・配当弁済方式により調達さ れた純手取金に限定される。代替利息・配当弁済方式とは、</p> <p>(i) 当社の関連会社等以外の者に対する普通株式の販売、発行 もしくは募集、</p> <p>(ii) 当社の関連会社等以外の者に対するその他株式の販売、発 行もしくは募集、または</p> <p>(iii) 当社の関連会社等以外の者もしくは TCPC 社に対する追加 証券の販売、発行もしくは募集 をいう。</p>
リプレースメント	<p>当社は、本社債・本優先出資証券償還日または買入日以前の 6 ヶ月間に借替証券の発行によって調達された資金によっての み、本社債・本優先出資証券の償還または買入れを行う意図を 有している。ただし、当社が平成 19 年 3 月 23 日に発行した 2012 年満期新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された 場合は、当該行使に係る社債元本額相当額を限度として借替証 券の発行手取金以外の資金による償還または買入れを行うこ とができる。</p> <p>借替証券とは、</p> <p>(i) 当社普通株式</p> <p>(ii) 当社の金融子会社により発行される同順位証券</p>

	<p>(iii) 当社の金融子会社により引き受けられる同順位劣後債務</p> <p>(iv) 当社のその他一切の証券および債務</p> <p>をいい、(ii)ないし(iv)までの証券または債務の場合には、借替証券である旨公表されており、かつ、本優先出資証券と同等以上の資本性を株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所の双方から得ているものをいう。</p>
格付	<p>本優先出資証券に対し、株式会社格付投資情報センターより、BBB-、株式会社日本格付研究所より BBB の格付を取得。</p>
資本性	<p>本優先出資証券に対し、株式会社格付投資情報センターより 70、株式会社日本格付研究所より 75 の資本性を認定。</p>

以上